

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和3年12月14日開催 主要行等]

1. 経済対策を踏まえた事業者支援の徹底等について

- 11月24日に「金融の円滑化に関する意見交換会」を開催し、金融担当大臣より、官民の金融関係団体等に対し、年末、年度末の資金繰りについて、万全の対応に努めていただくようお願いするとともに、同日（11月24日）、11月19日に決定した政府の経済対策を踏まえ、事業者支援の徹底等について要請を行った。
- 新型コロナウイルス感染症の影響や、足下の経営環境の変化、更には、資金需要の高まる年末を迎えることを踏まえ、事業者の業況を積極的に把握し、資金繰り相談に丁寧に対応するなど、事業者のニーズに応じたきめ細かな支援を徹底いただくよう改めてお願いしたい。
- 加えて、今後、事業者がポストコロナにおけるビジネスモデルの再構築・財務基盤の改善に取り組んでいく上で、経営改善・事業再生・事業転換支援等の必要性も、更に高まっていくと考えられる。事業者の力強い回復を後押しするため、関係機関とも密に連携し、こうした本業支援に一層注力いただくとともに、設備投資などに要する資金・運転資金など、前向きな資金ニーズにもしっかりと対応いただくようお願いしたい。

2. LIBORからの移行対応について

- LIBORは、米ドルの一部テナーを除き、12月末に停止されるが、9月末基準の簡易調査結果やこれまでのモニタリングを通じて、大半の契約については12月末までに移行対応が完了すると想定している。しかしながら、現時点において、移行対応が必要な既存契約全てについて対応が完了したわけではないことから、引き続き対応をお願いする。

- 現在、12月末基準での「第3回LIBOR利用状況調査」に協力いただいているが、その結果も踏まえ、金融庁・日本銀行は、引き続き連携して、2022年1月以降も残存する一部の既存契約や、シンセティック円LIBORを利用する取引についてモニタリングを継続する予定である。2022年1月以降、残存契約の適切な管理に加え、フォールバック条項の発動に伴う金利切替など、公表停止以降に必要な対応についても、計画的に実施していただきたい。
- また、2023年6月末に公表停止が予定されている米ドルLIBORの一部テナーについて、米当局は、2022年1月以降の新規取引での利用は、一部例外を除き原則停止することを求めており、米当局の指針に則って計画的に移行対応を進めていただきたい。

3. 地方税用QRコードの導入について

- 規制改革実施計画（令和3年6月18日閣議決定）において、地方税等の収納手段の効率化・電子化を加速する観点から、地方税用QRコードの統一規格を取りまとめ、令和5年度課税分から当該QRコードの活用を開始できるよう措置するとされている。
- このQRコード導入は、我が国における経済社会活動全般のデジタル化の推進に係る重要な取組みの1つであり、また、預金取扱金融業界全体として強く要望してきたものであることを踏まえ、令和5年度からのQRコードの活用開始に間に合うように着実に準備を進めていただきたい。
- 協会においては、責任を持って業界団体としての役割を果たすべく、会員金融機関の準備状況をしっかりとフォローするなど、銀行業界全体として対応に遺漏なきよう努めていただきたい。また、金融庁としても、金融機関の取組みを確認し、対応を促してまいりたい。

4. 「事業者を支える融資・再生実務のあり方に関する研究会」論点整理2.0の公表について

- 11月30日に「事業者を支える融資・再生実務のあり方に関する研究会」

の「論点整理 2.0」を公表した。これは、2020 年 12 月に公表した「論点整理」を元に、10 月 25 日の研究会の議論などを踏まえて改訂したものの。

- この「論点整理 2.0」は、12 月 7 日に開催された法制審議会担保法制部会に、金融庁より提出し、事業成長担保権について議論いただいた。
- 今後の制度実現に向けた具体的な議論においても、引き続き意見をいただきたい。
- なお、これまでも申し上げている通り、この担保制度は、現行の不動産担保での融資や、無担保・無保証で十分に融資がされている場合の実務を否定するものではない。あくまで、事業者の状況やニーズに応じて、金融機関が資金供給しやすくするための新たな選択肢である。
- ベンチャー企業や再生企業、プロジェクトファイナンスなど、これまで融資が難しかった場面や実務コストのかかるような場面での活用について、今後も、ともに検討を進めてまいりたい。

5. バーゼルⅢの国内実施について

- 最終化されたバーゼルⅢの国内実施については、9 月から実施したパブリック・コメントにおいて、内部モデルを採用しない国内基準金融機関への適用を 1 年後ろ倒しし、2024 年 3 月末から適用可能とする案を示した。
- その後、11 月 19 日に経済対策が閣議決定され、「中小企業等の足腰強化と事業環境整備」に関する施策として、「銀行等向け資本規制の柔軟な運用を通じた事業者支援に資する貸出余力の確保」が盛り込まれた。
- 具体的には 2 点あり、まず、新型コロナウイルス感染症対策や地域活性化のためのエクイティ支援に万全を期すため、内部モデルを採用しない国内基準行について、バーゼルⅢの適用時期を更に 1 年延期し、2025 年 3 月末からの適用を可能とするもの。

- なお、国際統一基準行及び内部モデルを採用する国内基準行の実施時期については、国際情勢等を見ながら引き続き検討していく考え。
- 2点目として、金融機関の貸出余力を確保するため、2022年3月末までとしているレバレッジ比率規制の中銀預金除外措置を更に2年延長し、2024年3月末までとする予定。
- 引き続き、関係者と対話を行いながら、準備を進めていく。

6. 「モデル・リスク管理に関する原則」の公表について

- 11月12日に、「モデル・リスク管理に関する原則」を公表した。これは、G-SIBs・D-SIBsを対象に、モデル・リスクを管理する態勢の整備を求めるもの。
- モデル・リスクとは、モデルの誤りや不適切な使用に伴う悪影響のリスクを指す。モデル・リスク管理の必要性は、グローバル金融危機後に本格的に認識され、大規模な金融機関を中心に態勢の構築が進んできた。
- 足元では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響など金融機関を取巻く不確実性の高まりにより、過去に観測されたパターンが将来においても成り立つとは限らない事実を改めて確認させるなど、モデル・リスクの実効的かつ能動的な管理はますます重要となっている。
- こうした認識の下、金融庁はこれまで、モデル・リスク管理態勢の実態把握や金融機関との意見交換等を通じて、我が国におけるモデル・リスク管理のあり方について対話を重ねてきた。
- 原則の公表を踏まえて、対象金融機関とリスク管理の高度化に向けて、引き続き対話を実施してまいりたい。

7. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策について

《継続的な顧客管理について》

- 継続的顧客管理については、マネロンガイドラインでも対応すべき事項の1つとして、各金融機関に2024年3月末までに態勢整備をお願いしている。
- 3月に金融庁が公表した「マネロンガイドラインに関するよくある質問（FAQ）」において、リスクに応じた簡素な顧客管理（SDD）という考え方を示しているが、その内容について、さまざまな意見が寄せられていることから、現在、リスクベースでの継続的な顧客管理措置における低リスク先の扱いに関して、更なる検討を行っている。

《マネロン広報について》

- また、金融庁としても、政府広報含め、各業界団体と連携して、国民の皆様へ、マネロン・テロ資金供与対策に係る確認手続きについて広くご理解・ご協力を求める広報活動等を行っているところであるが、引き続き、様々なチャネルを通じて、取り組んでまいりたい。
- 特に、広報については、各金融機関より、マネロン・テロ資金供与対策に係る確認手続きの必要性及び金融機関への協力について、より広く国民へ周知してほしいとの声があることから、今後の広報活動等について強化してまいりたい。

8. Delta Wall VI（サイバーセキュリティ演習）の振り返りについて

- 10月後半に実施したDelta Wall VI（サイバーセキュリティ演習）について、演習に参加した銀行を対象に、共通課題などについて振り返りを実施した。
- 今後、演習内容についてより詳細に分析を行った上で、2022年1月末以降に、演習に参加した金融機関に対して評価結果を還元するとともに、業界全体に対しても共通課題などを共有する予定。
- 本演習のフィードバック事項も活用し、インシデント対応能力の向上に取り組んでいきたい。

9. 金融庁の令和4年度税制改正要望の結果について

- 金融庁の令和4年度の税制改正要望においては、
 - ・ 投資しやすい環境の整備と更なるデジタル化の推進
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応
 - ・ 保険関係等について要望を行った。
- 12月10日に公表された与党税制改正大綱においては、金融所得課税の一体化（損益通算範囲の拡大）が、2020年に引き続き「早期に検討する」と記載されたが、
 - ・ NISA口座開設時のマイナンバーカード等の活用や税務手続きのデジタル化、
 - ・ 新型コロナに関する特別貸付けにおける印紙税の非課税措置の延長、
 - ・ 国際課税の整備に係る所要の措置（海外投資家等が市場デリバティブ取引等から得る所得は、日本で申告不要であることを明確化）、
 - ・ 日本版スクークに係る非課税措置の延長など、金融庁関係の重要要望項目が措置されることとなった。

10. バーゼル委による市中協議「気候関連金融リスクの実効的な管理と監督のための諸原則」の実施について

- 11月16日、バーゼル銀行監督委員会（バーゼル委）より、「気候関連金融リスクの実効的な管理と監督のための諸原則」と題する市中協議文書が公表された。2021年、バーゼル委は、気候関連金融リスクの規制・監督・開示上の対応という3つの観点から並行して作業を行ってきたが、今回、監督上の観点から整理した文書が公表されたもの。
- 本諸原則の一つの特徴は、気候関連金融リスクが短期のみならず中長期的な時間軸で顕在化するものであるという認識に基づき、時間軸に応じたリスク管理を求めている点にある。短期的には、従来のリスク管理の枠組みの

中で影響を評価することが考えられるが、中長期的には、例えば、投融資先が事業環境の変化に対応できるのかといった観点からモニタリングを行い、その信用リスクを管理する過程で投融資先に対する積極的なエンゲージメントを行うことが必要。

- 既にご案内のとおり、金融庁では投融資先支援と気候変動に関連するリスク管理に関して、預金取扱金融機関及び保険会社を対象としたモニタリング上の着眼点を策定する予定。
- 今回の市中協議の機会を捉え、各金融機関の見解も伺いながら、引き続き国際的な議論に関与しつつ、我が国における本諸原則の実施のあり方、モニタリングのあり方についても検討を深めてまいりたい。

(以上)